家族口座照会利用規定

本規定は、南都銀行アプリを利用した家族口座照会に関する取扱いを定めるものです。

第1条 家族口座照会

家族口座照会(以下、「本サービス」といいます。)とは、南都銀行アプリを利用しているお客さまが、「見せる相手」として登録したご家族等に南都銀行アプリに登録している普通預金口座(以下、「アプリ登録口座」といいます。)の残高、入出金明細を参照させることができる機能をいいます。

第2条 関係規定の適用・準用

本サービスについては、南都銀行アプリ利用規定およびアプリ通帳(普通預金)規定(以下、「関連規定」といいます。)によるほか、家族口座照会利用規定(以下、「本規定」といいます。)により取り扱います。なお、関連規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

第3条 本サービスの利用目的

本サービスは、南都銀行アプリをご利用中のご家族間における家計管理を主な目的とします。お申込み されたお客さまご本人とそのご家族等において、アプリ登録口座の残高、入出金明細を共有することを 目的としてご利用いただくものとします。

第4条 本サービスの利用申込み

- 1. お客さまは、南都銀行アプリ上で、南都銀行アプリをご利用中のご家族等を「見せる相手」として 登録いただく方法により、本サービスをご利用いただくことができます。ただし、お客さまご本人 または「見せる相手」として登録いただくご家族等が南都銀行アプリの口座連携登録を行っていた だいていない場合には、お申込みいただくことはできません。
- 2. お客さまは本サービスのご利用にあたり、以下の内容についてご同意いただくものとします。
 - (1)本サービスのお申込み以降、お客さまご本人のお名前、取引店名、口座番号、残高および入出金明細が、前項により登録されたご家族等が利用している南都銀行アプリ上でご家族等に対して提供されます。
 - (2)提供される入出金明細には、本サービスのお申込日以前の過去の明細も含まれます。
 - (3)入出金明細で表示されるすべての取引が提供の対象です。具体的には、振込明細の場合は振込依頼人名や受取人名等についても提供の対象となります。
 - (4) 本サービスに登録いただく口座数は当行所定の数を超えることはできません。

第5条 利用の解除・停止等

- 1. 本サービスをご利用中のお客さまは、「見せる相手」として登録されたご家族等の登録を解除することにより、本サービスの利用を取り止めることができます。
- 2. 登録されたご家族等がお客さまご本人の入出金明細画面を参照しているタイミングと同時に、前項の解除操作を行った場合は、登録されたご家族等が操作した時点で参照ができなくなります。

3. お客さまが南都銀行アプリの解約、アプリ登録口座の解約または取引の停止等により、南都銀行アプリをご利用できない場合または登録されたご家族等が南都銀行アプリをご利用できない場合等は、本サービスも利用できません。この場合、当行はお客さまに通知することなく本サービスを解約または停止できるものとします。

第6条 免責事項

ご家族等の「見せる相手」の登録・解除はお客さまご自身の責任において実施いただきます。誤って登録・解除された等の事由によりお客さまに損害が生じた場合も、当行は一切の責任を負いません。

第7条 禁止行為

お客さまは本サービスのご利用にあたり、以下に定める行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスをお客さまご本人以外の第三者に利用させる行為
- (2) 本サービスに関する専用ページの複製、改変、公衆送信、解析その他本規定に定める利用方法以外の行為
- (3)日本国内の法令、諸規則、本規定および公序良俗に反する行為
- (4)お客さま以外の第三者の口座番号またはその他の情報を不正に取得もしくは利用する行為、またはその他の不正アクセス行為
- (5)前各号の他、合理的な理由により当行が不適切と判断した行為

第8条 サービス内容変更や利用停止等

- 1. 当行は、お客さまへの通知なしに、本サービスの内容を変更する場合があります。変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。
- 2. 不正に使用される恐れがある場合、その他本サービスの利用または提供の停止等を必要とする相当 の事由が生じたと当行が判断した場合、当行はいつでもお客さまへの事前の通知なしに、本サービ スの利用または提供の停止等、必要な措置を講じることができるものとします。これによりお客さまに損害が生じた場合であっても、当行は責任を負いません。

第9条 本規定の変更

本規定は、当行の都合で任意に変更することがあります。変更内容については、当行ホームページその他相当の方法で公表するものとし、公表の際に定める相当の期間を経過した日から変更後の規定に従うものとします。

以上

(2024年7月1日現在)